立 大学法 人京 都 大学 の 組 織 に 関 す うる規 程 の 部 を改正 す ż 規

第目国 機関 構す ()る 第規 四程 +~ 七平 条成 を弁 「機構(第号四) 十七つの一 条部 第四十七条の六)」を次のように改正す にる 改 め

2 に京 心改める。 常都大学附日 属 义 書館 規 程 昭 和六十年達示第十二号) の定めるところによる。

九四十四附三次立 節十条十属十中大 を一四第に次教京 改生除次事え推織 の項る進に よん

第 第第四第 めセ ると ター **_** を _ 玉 際 交流センター

_

に

改め

ತ್ತ

加 え る

四〜第 健次

2第 要環 な境 事安 項全 は保、健 京機 都構 大を 学置 環く 境安全保 健 機 構規程 平 成 十七年達示第六号) の定めるところによ

2第 四个 図十図情十情国十国ン国十国環十環四 書七書報七報際七際の際七際境七境十 館条館環条環交条交定イ条イ安条安七第の六及条図九「学機の機境の境流の流めノのノ全の全条九節条び及書条高法構六構機五機推四推るベニベ保二保の節名第第び館に等人 l 健 に京)機京機こシ京シ機京機に機次項十四関の育都 構都構ろ。ョ都ョ構都構次構の中一十し一研大 関国 し際 必イ 要し なべ 事 l ·項は、京都大学にション機構を置く。

おける

産

学官

連

携活

動

の

推

進及び

支

援に関

す

る

規 程 平

成

十七年達

一示第 九

2 第 四个号 進と1 要国 な際 事交 項流 は推 進 京機 都構 大を 学置 国く

構進 際 交流 推 進 機構規程 平 成 十七 年達示第十一 号) の 定めるところに による。

2 第 四个 関都 し必要なける 事情 項報 は環に 境 京機 都構 大を 学置 情く

~ 構 な 報 環 境 機 構 規 程 平 成 + 七 年 達 示第十三号) の 定めるところによる。

四个 関京 し都 が要なで、 事 頂図 は書 鶭館 京機 大学にで お け る全学の 义 書 館 機 能 に 関 する 規 程 平成 + 七 年達示第十 -七号) の 定 めるところに

規附 は則

こ の 程 平 成 +七 年 兀 月 日 から 施 行 す Š